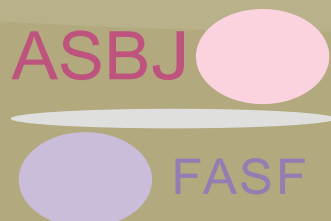


2010年5月

公開草案 ED/2010/4

金融負債に関する公正価値オプション

コメント募集期限:2010年7月16日



International
Accounting Standards
Committee Foundation®

公開草案

金融負債に関する公正価値オプション

コメント募集期限：2010年7月16日

ED/2010/4

This exposure draft *Fair Value Option for Financial Liabilities* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments on the exposure draft and the Basis for Conclusions should be submitted in writing so as to be received by **16 July 2010**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IASB website (www.iasb.org), using the 'Open to Comment' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF), the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2010 IASCF®

All rights reserved. Copies of the draft proposals and the accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IASCF's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IASCF.

This Japanese translation of the IASB's draft IFRS and its accompanying documents contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IASCF. The Japanese translation is copyright of the IASCF.



The IASB logo/the IASCF logo/'Hexagon Device', the IASC Foundation Education logo, 'IASC Foundation', 'eIFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC', 'IASCF', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IASCF.

Additional copies of this publication in English may be obtained from:

IASC Foundation Publications Department,

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@iasb.org Web: www.iasb.org

公開草案

金融負債に関する公正価値オプション

コメント募集期限：2010年7月16日

ED/2010/4

本公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」は、コメントを求めることを目的に、国際会計基準審議会（IASB）によって公表されたものである。本公開草案及び結論の根拠に対するコメントは、2010年7月16日までに届くよう、文書で提出されなければならない。回答者は、IASBのウェブサイト（www.iasb.org）に、「コメントの募集」のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は回答者が守秘を要求しない限り、公開の記録として取り扱われる。しかしながら、そのような要求は商業的な守秘事項などの正当な理由がない限り、通常は認められない。

IASB、国際会計基準委員会財団（IASCF）、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行う、或いは行為を控える人に対して生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、当該損失に責任を負うものではない。

コピーライト© 2010 IASCF®

すべての権利は保護されている。本提案草案及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーがIASCFの著作権であることを識別でき、かつ、IASBのアドレスを完全に表示している場合に限って、IASBへ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IASCFによる書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれているIASBの本公開草案及び結論の根拠の日本語訳は、IASCFの著作物である。日本語訳は、IASCFが指名したレビュー委員会による承認を経ていない。



IASB及びIASCFのロゴである‘Hexagon Device’、IASC財団教育ロゴである‘IASCF Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC’、‘IASCF’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘国際会計基準’、‘国際財務報告基準’及び‘SIC’はIASCFの商標である。

本出版物の追加のコピーは、IASC財団から入手できる。

Publications Department, 1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@iasb.org Web: www.iasb.org

目 次

金融負債に関する公正価値オプション

はじめに及びコメントのお願い

提 案

付 録

他の IFRS の修正

他の IFRS に関するガイダンスの修正

当審議会による「金融負債に関する公正価値オプション」の承認

結論の根拠

はじめに及びコメントのお願い

IAS 第 39 号を置き換える理由

- 1 IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」は、金融資産、金融負債及び非金融商品項目を売買する一部の契約の認識と測定に関する定めを示している。国際会計基準審議会（IASB）は、IAS 第 39 号を前身機関である国際会計基準委員会から引き継いだ。
- 2 多くの財務諸表利用者や他の関係者が、IAS 第 39 号は理解、適用及び解釈が困難であると当審議会に指摘した。彼らは、金融商品について原則ベースで複雑性の少ない財務報告の基準を開発することを当審議会に要望した。当審議会は IAS 第 39 号を数回にわたり修正して、定めを明確化し、ガイダンスを追加し、内部的な不整合を除去してきたが、金融商品の財務報告の根本的な再検討はこれまで行っていなかった。
- 3 2005 年以来、IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）は、金融商品の報告を改善し単純化することを長期的な目的としてきた。この作業の結果として、2008 年 3 月にディスカッション・ペーパー「金融商品の報告の複雑性の低減」を公表した。このペーパーは、金融商品の測定とヘッジ会計に焦点を当て、金融商品の会計処理の改善と単純化のためのいくつかの考えられるアプローチを識別した。このペーパーに対するコメントは、金融商品の報告に関する定め的大幅な変更が支持されていることを示していた。2008 年 11 月に IASB はこのプロジェクトをアクティブ・アジェンダに加え、2008 年 12 月に FASB もこのプロジェクトをアジェンダに加えた。
- 4 2009 年 4 月に、金融危機に対応する作業に関して受け取ったインプットに対応するとともに、G20 首脳の結果や金融安定化理事会などの国際機関の提言を受けて、両審議会は、それぞれの金融商品の基準を置き換える加速化した作業計画を発表した。その結果、2009 年 7 月に IASB は公開草案「金融商品：分類及び測定」を公表し、それに続いて 2009 年 11 月に IFRS 第 9 号「金融商品」を公表した。

IASB の IAS 第 39 号置換えのアプローチ

- 5 IASB と FASB は、金融商品の会計処理について国際的に比較可能性をもたらす包括的で改善された解決の達成を公約している。しかし、共通の改善された金融商品の基準を達成するための両審議会の努力は、金融危機を考慮して両者がそれぞれの関係者グループに対応した別々のプロジェクト作業を設定していることにより複雑となっている。
- 6 IASB は、金融商品の会計処理を速やかに改善すべきだという関係者の要望に留意した。G20 首脳は、当審議会が 2009 年末までに対策を講じて金融商品の会計処理の定めを改善し単純化することを提案した。これを達成するために、当審議会は IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトを 3 つの主要なフェーズに分割した。

- 7 IAS 第 39 号置換えの第 1 フェーズの一部として、2009 年 7 月に IASB は、IAS 第 39 号の範囲内のすべての項目の分類と測定に関する提案を内容とする公開草案を公表した。その公開草案で当審議会は、2009 年 6 月に公表した IASB ディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」にも注意を喚起した。
- 8 公開草案及びディスカッション・ペーパーへのコメントの中で、多くの人々が、金融負債の信用リスクの変動の影響を純損益に認識することについて懸念を表明した。多くのコメント提出者は、当審議会は分類と測定に関する定めを金融資産に限定し、金融負債に関する論点をもっと十分に検討し議論するまで金融負債に関する現行の定めを維持すべきだと述べた。金融商品の分類と測定に関する再審議の中で、当審議会は、それらの論点をさらに検討してコメント提出者の提起した懸念に対処する考え得るアプローチを分析するまでは、金融負債についての定めを確定させないことにした。したがって、2009 年 11 月に当審議会は、金融資産の分類と測定に関する IFRS 第 9 号の各章を公表した。
- 9 当審議会は、IFRS 第 9 号により最終的には IAS 第 39 号全体を置き換えるつもりである。当審議会は、IAS 第 39 号置換えプロジェクトの後続の各フェーズを完了するつど、IAS 第 39 号の関連箇所を削除し、IFRS 第 9 号に新たな章を追加する。

本公開草案の内容

- 10 本公開草案の公表に至る審議の中で、当審議会は負債の信用リスクの変動の影響を取り扱ういくつかのアプローチを検討した。金融商品ワーキンググループや、利用者、規制当局、作成者、監査人その他から受け取ったフィードバックに基づいて、当審議会はそれらのアプローチはどれも、IAS 第 39 号の区分処理の定めと比べて、複雑性を少なくするものでも有用な情報をもたらすものでもない判断した。その結果、当審議会は、公正価値オプションに関する特定の定めを除いて、金融負債の分類及び測定に関する現在の定めを維持することを決定した。信用リスクの問題に対処するため、本公開草案は、公正価値オプションにより指定された負債に係る利得及び損失を包括利益計算書にどのように表示するかに関する提案を内容としている。
- 11 本公開草案の提案の結果は、IAS 第 39 号の現行の定めと同様、負債の信用リスクの変動は、その負債が売買目的保有のものでない限り、純損益に影響を与えないというものである。これは財務諸表利用者からのほとんど異口同音のフィードバックと整合している。
- 12 読者の便宜のため、本公開草案の提案は IFRS 第 9 号の修正としてではなく独立の論点として提示している。しかし、確定された定めは金融負債の分類及び測定の章の IFRS 第 9 号に含めることとなる。また、IAS 第 39 号又は IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の中のガイダンスのうち、確定された定めに関連性のあるものは、IFRS 第 9 号に移される。例えば、IAS 第 39 号の第 9 項(b)(i)及び(ii)、第 11A 項並びに AG4B 項から AG4K 項は、公正価値オプションの適格要件に関するガイダンスを示しているが、これらは IFRS

第9号に移され IAS 第39号から削除される。また、信用リスクの変動に起因する負債の公正価値変動の金額の算定方法に関するガイダンスを示している IFRS 第7号の各項目は、IFRS 第9号に移され IFRS 第7号から削除される。

次の段階

- 13 上記のとおり、IASB は、金融商品の会計処理を速やかに改善すべきだという関係者の要望に対応するために、IAS 第39号置換えプロジェクトを3つのフェーズに分けて完成させることを選択している。主要なフェーズは次のとおりである。
- (a) フェーズ1：分類及び測定 IFRS 第9号は2009年11月に公表され、金融資産の分類及び測定に関する新たな定めを内容としている。本公開草案は、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融負債に係る利得及び損失の表示に関する提案を内容としている。当審議会は、2010年末までにこれらの提案による定めを確定させることを目指している。
- (b) フェーズ2：減損の方法論 公開草案「金融商品：償却原価及び減損」が2009年11月に、2010年6月30日をコメント期限として公表された。
- (c) フェーズ3：ヘッジ会計 IASB はヘッジ会計の定めを包括的な再検討による提案を近いうちに公表する予定である。
- 14 それらの3つのフェーズに加えて、当審議会は2009年3月に、金融資産と金融負債の認識の中止に関する現行のガイダンスを置き換える公開草案「認識の中止」(IAS 第39号及びIFRS 第7号の修正案)を公表した。現在再審議中であり、当審議会はこのプロジェクトを2011年の第1四半期に完了する予定である。
- 15 上記のとおり、当審議会はIAS 第39号全体を置き換える予定である。
- 16 FASB は近いうちに金融商品の会計処理に関する会計基準改訂(ASU)の案を公表する予定で、その内容は金融商品に関する新たな包括的基準の提案であり、金融資産及び金融負債の分類と測定、減損の方法論並びにヘッジ会計に関する提案を含むものである。その提案によれば、ほとんどすべての金融資産及び金融負債は基本財務諸表において公正価値で測定されることとなる。その提案は、負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の重要な変動の区分表示を検討している。FASB はASU案のコメント期限を2010年9月30日とする予定である。
- 17 IFRS 第9号とIAS 第39号は、特定の要件を満たす場合には金融資産及び金融負債を償却原価で測定することを求めている^{*}。IASB は、金融商品を2つの測定区分(償却原価と公正価値)に分類する測定アプローチ(「混合測定」アプローチ)に対する広範な支持を受

^{*} 企業が金融資産又は金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定している場合を除く。

けている。したがって、IASB は、FASB の公開草案における提案について FASB にフィードバックを提供することを関係者に求めてきた。これが国際的な比較可能性を増進する目的の共同プロジェクトであることから、このことは特に重要である。IFRS の関係者からのフィードバックは、FASB が提案を再審議して定めを確定する際に有用となるであろう。さらに、IASB はそのフィードバックを、IFRS と US GAAP との間の差異をどのように調整するかを検討する際に利用する。

コメントのお願い

当審議会は、本公開草案のすべての点、特に以下の各項に示した質問に対するコメントを求めている。コメント提出者は質問のすべてに回答する必要はない。コメントは次のようなものであれば最も有用である。

- (a) 示した質問に回答している。
- (b) コメントが関係する具体的な項を明示している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 当審議회가考慮すべき代替案を説明している。

当審議会は、本公開草案で扱っていない IAS 第 39 号又は IFRS 第 9 号の側面についてのコメントは求めている。

コメントは、文書で 2010 年 7 月 16 日までに到着するように提出されたい。

負債の信用リスクの変動の影響を純損益に表示すること

公正価値オプションにより指定されたすべての負債について、本公開草案は、負債の信用リスクの変動の影響を純損益に影響させないことを提案している。この提案は、負債の信用リスクの変動の影響を純損益に認識することは、その負債が売買目的保有のものである場合を除き、有用な情報を提供しないという、財務諸表利用者を含めた多くの人々から提起されている長年の懸念に対応するものである。〔質問 8 は、負債の信用リスクの変動の影響をどのように算定すべきかを扱っている。〕

しかし、一部の人々は、この提案は場合によっては純損益に会計上のミスマッチを生じさせる可能性があるとして指摘した。これは、企業が公正価値オプションで指定した負債を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産とともに管理している場合に生じるかもしれない。ミスマッチは、資産の公正価値の変動全体が純損益に表示されるが、負債の公正価値の変動の一部（すなわち、当該負債の信用リスクの変動の影響に起因する部分）が純損益に表示されないことにより生じる可能性がある。

この潜在的なミスマッチに対処するために、代替的アプローチとして、純損益にミスマッチが生じない場合に限り本公開草案の提案を強制とすることが考えられる。提案がこのようなミスマッチを生じさせる場合には、企業は当該負債の公正価値の変動全体を純損益に表示することを求められることになる。ミスマッチが生じるかどうかの判定は、負債の当初認識時に行い、再検討はしない。

質問 1

公正価値オプションで指定された負債のすべてについて、当該負債の信用リスクの変動を純損益に影響させるべきでないことに同意するか。反対の場合、その理由は何か。

質問 2

上記に代えて、このような取扱いが純損益のミスマッチを生じさせる場合（この場合、公正価値変動の全体を純損益に表示することを求める）を除いて、負債の信用リスクの変動を純損益に影響させるべきでないと考えるか。その理由は何か。

負債の信用リスクの変動の影響をその他の包括利益に表示すること

提案によれば、公正価値オプションで指定された負債はすべて引き続き公正価値で測定されるが、当該負債の信用リスクの変動は純損益に影響しないこととなる。

本公開草案は 2 段階アプローチを提案している。第 1 段階では、企業は公正価値変動の全体を純損益に表示する。第 2 段階では、企業は公正価値変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する部分を純損益から「抜き出し」て、その金額をその他の包括利益に表示する。

当審議会は、このアプローチは利用者に有用な以下の情報を提供するものと考えている。

- (a) 金融負債の公正価値
- (b) 金融負債の公正価値変動の総額
- (c) 公正価値変動の総額のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する部分

質問 3

公正価値変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する部分は、その他の包括利益に表示すべきであるということに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

質問 4

2 段階アプローチは財務諸表の利用者に有用な情報を提供するということに同意するか。同意しない場合、これに代えてどのような提案をするか、またその理由は何か。

一部の人は、公正価値変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する部分をその他の包括利益に直接表示する 1 段階アプローチを提案した。公正価値変動の他のすべての部分は純損益に表示することになる。

一部の人々は、1段階アプローチの方が適切と考えている。提案されているアプローチよりも複雑でなく、純損益及びその他の包括利益への正味の影響は同じだからである。2つのアプローチの唯一の相違点は、負債の信用リスクの変動をどのように表示するかである。2段階アプローチでは、その金額はまず純損益に表示されるが、そのあと抜き出されてその他の包括利益に表示される。1段階アプローチでは、その金額はその他の包括利益に直接表示される。

質問5

1段階アプローチの方が2段階アプローチよりも好ましいと考えるか。その場合、その理由は何か。

提案によれば、公正価値変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する部分は、最終的にはその他の包括利益の一項目として表示されることになる。

一部の人々は、その金額を資本(その他の包括利益ではなく)に表示する方が適切と考えている。この金額を資本に表示することを選好する人々は、その他の包括利益の使用は当審議会がそのテーマを包括的に取り扱う(例えば、どの項目をその他の包括利益に表示すべきか、それらの項目をリサイクリングすべきか)まで拡大すべきではないと考えている。さらに彼らは、その金額を資本に表示することは、負債の信用リスクの変動が債券保有者と持分保有者との間の富の移転を表すものであるという考えと整合的であると考えている。この考えは、IASBのディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」で説明されている。

質問6

負債の信用リスクの変動の影響は資本(その他の包括利益ではなく)に表示すべきだと考え得るか。その場合、その理由は何か。

純損益への金額の振替

本公開草案は、その他の包括利益から金額を純損益に振り替えること(リサイクリング)を禁止することを提案している。当審議会は、企業が契約上の金額を返済する場合には、負債の信用リスクの変動の累積的影響は純額がゼロになるので、リサイクルすべき金額はないことに留意した。

しかし、企業が契約上の金額以外の金額を返済する場合(例えば、企業が負債を満期前にその時点の公正価値で決済する場合)には、その他の包括利益の累計額が存在する可能性があり、それは負債の認識の中止を行う際に実現することになる。提案によれば、その実現した金額は純損益への振替(「リサイクリング」)を行わない。これは、利得又は損失は一度だけ認識されるべきであるという当審議会の見解と整合したものである。

しかし、その他の包括利益の累計残高のうちどれだけが当報告期間に実現されたのかに関する情報を利用者に提供するため、本公開草案は当該金額の開示を求めるように IFRS 第 7 号の修正を提案している。

質問 7

その他の包括利益（又は、質問 6 に同意の場合には資本）に含まれている負債の信用リスクの変動から生じた利得又は損失を、純損益に振り替えるべきではないということに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。また、どのような場合に振替を行うべきか。

負債の信用リスクの変動の影響の算定

信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動の金額を算定する目的上、本公開草案は IFRS 第 7 号のガイダンスを使用することを提案している。

現在は、企業が金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定した場合には、IFRS 第 7 号は当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の金額を開示することを企業に求めている。IFRS 第 7 号の B4 項は、当該金額を計算するための既定方式を示している。その方法は、ベンチマーク金利の変動を除いた公正価値のすべての変動を、当該負債の信用リスクの変動に帰属させるものである。IFRS 第 7 号に関する結論の根拠において、当審議会はこの方法は負債の信用リスクの変動について合理的な代理数値を提供すると考えていると述べた。しかし、IFRS 第 7 号は、信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動をより忠実な表現を提供する場合には、異なる方法を使用することを企業に認めている。

また、ディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」では、「信用リスク」という用語を、信用価格と発行者の信用力の両方を含むように広義に使用していた。それらの 2 つの項目を区別して考えたコメント提出者はほとんどいなかった。

本公開草案の提案は、既定方式を引き継いでいるが、信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動をより忠実な表現を提供する場合には、異なる方法を使用することを引き続き認めている。

質問 8

本公開草案の提案の目的上、IFRS 第 7 号のガイダンスを信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動の金額の算定に使用することに同意するか。同意しない場合には、これに代えてどのような提案をするか、またその理由は何か。

発効日及び経過措置

企業は IFRS 第 9 号を 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならないが、当該 IFRS の結論の根拠で述べているように、当審議会は特定の状況においてはこの発効日の延期を考慮する。

しかし、当審議会は本公開草案から生じる確定した後の定めでの早期適用を認める予定である。当審議会は、企業がこれらの提案を早期適用することを選択する場合には、企業はすでに適用しているものを除く IFRS 第 9 号の定めをすべて同時に適用しなければならない。

当審議会は、金融商品の会計処理を速やかに改善すべきだという要望に対応するために、IAS 第 39 号置換えプロジェクトをフェーズごとに完成させることを選択している。当審議会は、その前に確定したフェーズすべてを早期適用せずに、あるフェーズを早期適用することを企業に認めると、当プロジェクトのすべてのフェーズが強制適用となるまで企業間の比較可能性が著しく欠如する期間が生じることを懸念している。

質問 9

早期適用に関する提案に同意するか。同意しない場合、これに代えてどのような提案をするか、またその理由は何か。それらの提案は比較可能性に関する懸念にどのように対応するのか。

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」と整合的に、当審議会は全面的な遡及適用を提案している。また、当審議会の提案は、遡及適用を求めている IFRS 第 9 号（特定の状況に適用される特別の定めでの条件付）とも整合的である。

質問 10

提案されている経過措置に同意するか。同意しない場合、これに代えてどのような経過措置のアプローチを提案するか、またその理由は何か。

金融負債の公正価値オプションに関する提案

金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定する選択肢

- 1 特定の適格要件が当初認識時に満たされている場合には、企業は金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとする取消不能の指定を行うことができる。その適格要件は、IAS 第 39 号「**金融商品：認識及び測定**」の第 9 項(b)及び第 11A 項に記述されている。(IAS 第 39 号の AG4B 項から AG4K 項も参照)

純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融負債に係る利得及び損失

- 2 純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融負債に係る利得及び損失は、次のように表示しなければならない。
- (a) 当該金融負債の公正価値の変動の総額は純損益に表示しなければならない。
- (b) 上記(a)で算定された公正価値変動の金額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因するものは、その他の包括利益に表示しなければならない(純損益内で相殺表示する)。
- IFRS 第 7 号「**金融商品：開示**」で、第 10 項(a)及び B4 項が、負債の信用リスクの変動に起因する当該負債の公正価値変動の算定方法に関するガイダンスを示している。
- 3 その他の包括利益に表示される金額は、その後において純損益に振り替えてはならない。ただし、資本の中で利得又は損失の累計額を振り替えることはできる。

発効日及び経過措置

発効日

- 4 企業は本修正(案)を〔公開後に日付を挿入〕以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が本修正(案)を〔公開後に日付を挿入〕前の期間に適用する場合には、その旨を開示するとともに、同時に次の定めを適用しなければならない。
- (a) **すでに適用しているものを除く** IFRS 第 9 号「金融商品」のすべての定め
- (b) 付録に示した修正

経過措置

- 5 企業はこれらの修正(案)を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

に従って遡及適用しなければならない。

付 録

他の IFRS の修正（案）

この付録（案）に要約している修正は、〔公開後に日付を挿入〕以後開始する事業年度に適用しなければならない。企業が本修正（案）を早期適用する場合には、その早期適用する期間にこの付録（案）を適用しなければならない。

A1 IFRS 第 7 号「金融商品：開示」を修正し、次の情報を求める開示を追加する。

企業が純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融負債について報告期間中に認識の中止を行う場合には、注記において、認識の中止時に実現されたその他の包括利益に表示されていた金額を開示しなければならない。

A2 IFRS 第 7 号の第 10 項(a)、第 11 項及び B4 項を修正し、信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値の当期中の変動額が包括利益計算書に開示される（IFRS 第 7 号が現在求めている注記で開示するのではなく）という事実を反映する。その変動の累計額は、IFRS 第 7 号が現在求めているように、引き続き注記に開示される。

A3 IFRS 第 7 号の第 20 項(a)(v)を修正し、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融負債に係る正味の利得又は損失は包括利益計算書に開示されるという事実を反映する（下記 A6 項参照）。

A4 次の各項目を IFRS 第 9 号「金融商品」に移動する。これらは純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融負債に関するものだからである。

IFRS	項
IFRS 第 7 号	B4 項
IAS 第 39 号	第 9 項(b)(i)及び(ii)、第 11A 項、AG4B 項から AG4K 項

移動された各項目への参照を以下の IFRS で更新する。

IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」
IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」

A5 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 7 項で、その他の包括利益の内訳項目のリストを修正し、純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融負債の公正価値の変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する金額を含める。

A6 次の定めを IAS 第 1 号の第 82 項に追加する。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融負債に係る正味の利得又は損失

(b) 上記(a)の金額のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する部分

上記(a)の定めは、IFRS 第7号の第20項(a)(v)から除去される(上記A3参照)。

A7 IFRS 第9号の純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融負債の定めに関する言及をIAS 第39号の第12項及び第55項に追加する。

A8 IAS 第39号の第53項、第54項、AG80項及びAG81項を削除し、IFRS 第9号には引き継がない。第47項(a)と第88項(b)を修正して、原価で測定するデリバティブ負債に対する言及を削除する。

他の IFRS に関するガイダンスの修正（案）

下記に要約した IFRS に関するガイダンスの次の修正（案）は、この修正（案）及び他の IFRS の関連する修正との整合性を確保するために必要なものである。

IGA1 IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の IG7 項から IG11 項を IFRS 第 9 号「金融商品」に設例として移動する。

移動された各項目への参照を IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」において更新する。

当審議会による 2010 年 5 月公表の「金融負債に関する公正価値オプション」の承認

公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」は、国際会計基準審議会の 15 名の審議会メンバーにより公表が承認された。

デイビッド・トゥイーディー卿 議長

スティーブン・クーパー

フィリップ・ダンジョウ

ヤン・エングストローム

パトリック・フィネガン

ロバート・P・ガーネット

ジルベール・ジェラール

アマロ・ルイズ・デ・オリベリア・ゴメス

ブラブハカー・カラヴァチェラ

ジェームズ・J・ライゼンリング

パトリシア・マコーネル

ウォーレン・J・マクレガー

ジョン・T・スミス

山田 辰己

張 為国

結論の根拠

この結論の根拠は本基準案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

はじめに

- BC1 この結論の根拠は、公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」の提案を作成する際の国際会計基準審議会の検討事項をまとめている。議論の重点の置き方は、個々の審議会メンバーにより異なるものであった。
- BC2 当審議会は、金融商品に関する会計処理の定めを改善する必要性を長い間認識していた。世界的な金融危機及び金融商品に関する会計処理を改善し財務諸表の利用者に財務報告情報を理解しやすくすることの緊急の必要性に鑑みて、当審議会は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」をいくつかのフェーズに分けて置き換えることを提案している。
- BC3 2009 年 7 月に当審議会は公開草案「金融商品：分類及び測定」を IAS 第 39 号置換えプロジェクトの第 1 フェーズの一部として公表した。この公開草案は IAS 第 39 号の範囲内のすべての項目についての提案を含んでいた。しかし、公開草案に対するコメント提出者の一部は、分類及び測定に関する確定した定めは金融資産に限定すべきであり、当審議会在金融負債に関する論点をもっと十分に検討し議論するまで金融負債に関する現行の定め（組込デリバティブと公正価値オプションの定めを含む）を維持すべきであると述べた。それらのコメント提出者は、当審議会は世界的な金融危機により金融商品に関するプロジェクトを加速化したのであり、それは金融負債よりも金融資産の会計処理に重点があったと述べた。彼らは、金融負債の分類及び測定に関する定めを確定させる前に、負債の信用リスクの変動の影響を純損益に認識することにより生じる論点を、当審議会はもっと十分に検討すべきであると提案した。
- BC4 当審議会はそれらの懸念に留意し、金融資産についての提案のみを確定させることにした。当審議会は、2009 年 11 月に IFRS 第 9 号「金融商品」の金融資産の分類及び測定に関する各章を公表した。したがって、金融負債（デリバティブ負債を含む）は IAS 第 39 号の範囲に含まれたままである。このような行程を取ることで、当審議会は金融負債の会計処理、特に信用リスクの変動の影響の会計処理をどのように扱うのが最善かに関する追加的なフィードバックを得ることができた。

提 案

背 景

- BC5 IFRS 第 9 号公表の直後に、IASB は金融負債の分類及び測定（特に、信用リスクの変動の

影響をどのように扱うのが最善か)に関するフィードバックを収集するため広範囲のアウトリーチ・プログラムを開始した。当審議会は、金融商品ワーキンググループ並びに利用者、規制当局、作成者、監査人その他さまざまな地域にまたがる広範囲の業界の人々から情報と意見を入手した。また当審議会は、財務諸表の利用者に対する質問書を作成し、負債の信用リスクの変動の影響に関する情報を現在どのように利用しているか、また、選択された金融負債についてどのような会計処理方法が望ましいと考えているかを尋ねた。当審議会はその質問書に対して90通以上の回答を受け取った。

BC6 アウトリーチ・プログラムの中に、当審議会は、負債の信用リスクの変動の影響を純損益から除外する金融負債の事後測定についてのいくつかのアプローチを探求した。それには次のようなものがあった。

- (a) 負債を公正価値で測定し、公正価値の変動のうち当該負債の信用リスクの変動の影響に起因する部分をその他の包括利益に表示する。この代替案の変形として、公正価値の変動全体をその他の包括利益に表示する案がある。
- (b) 負債を「調整後」の公正価値で測定し、それにより信用リスクの変動の影響以外の公正価値のすべての変動について負債を再測定する(「凍結信用スプレッド方式」)。言い換えれば、信用リスクの変動の影響を主要財務諸表では無視することになる。
- (c) 負債を償却原価で測定する。これには、当該金融商品の存続期間にわたってのキャッシュ・フロー(組込デリバティブ要素に関するキャッシュ・フローを含む)を見積ることが必要となる。
- (d) 負債を主契約と組込要素とに分解する。主契約は償却原価で測定し、組込要素(例えば、組込デリバティブ)は純損益を通じて公正価値で測定する。当審議会は、金融負債に関するIAS第39号の分解の定めを引き継ぐか又は新たな定めを開発するかを検討した。

BC7 当審議会在アウトリーチ・プログラムから受け取った主なメッセージは、負債の信用リスクの変動の影響は、当該負債が売買目的保有である場合を除いて、純損益に影響させるべきではないということであった。これは、企業は一般的に、負債が売買目的保有でない限りは、負債の信用リスクの変動の影響を実現させることはないからである。

BC8 その見解に加えて、当審議会在受け取ったフィードバックにはいくつか他のテーマがあった。

- (a) 企業が資産を分類及び測定する方法と負債を分類及び測定する方法との間の対称性は、必要ではなく、有用な情報をもたらさないことが多い。大部分の関係者は、金融負債に関する再審議において当審議会在金融資産についてのIFRS第9号の定めにより制約されたり影響されたりすべきではないと述べた。

- (b) 償却原価は多くの金融負債について最も適切な測定属性である。発行者が通常の事業の過程（すなわち、継続企業ベース）で契約上の金額を支払う法的義務を反映しており、多くの場合、発行者は負債を満期まで保有し契約上の金額を支払う予定だからである。しかし、負債に仕組み要素（例えば、組込デリバティブ）がある場合には、キャッシュ・フローの変動性が非常に高くなる可能性があるため、償却原価は適用と理解が困難である。
- (c) IAS 第 39 号の分解の方法論は概してうまく機能しており、当該基準の公表後に実務が発展してきている。多くの企業にとっては、分解により自己の信用リスクの論点を回避できている。主契約が償却原価で測定され、デリバティブだけが純損益を通じて公正価値で測定されるからである。多くの関係者は、現行よりも複雑性が低く有用な情報を提供するような新たな分解の方法論が開発できるかどうかについて懐疑的であった。さらに、新たな分解の方法論は大半のケースで IAS 第 39 号の方法論と同じ分類及び測定の結果となる可能性が高い。
- (d) 当審議会は新たな測定属性を開発すべきではない。ほとんど全員一致の見解は、「完全な」公正価値の金額の方が、負債の信用リスクの変動の影響を無視した「調整後の」公正価値の金額よりも理解可能性と有用性が高いというものであった。
- (e) 信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動の金額を算定することは難しい。IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」においては、公正価値オプションにより負債を指定することを選択した企業のみが、その金額の算定を求められている。当審議会がその定めをより多くの企業及びより多くの金融負債に拡大するとした場合、多くの企業がその金額の算定に苦労し、そのために多大なコストを生じることとなる。

BC9 受け取ったフィードバックには共通のテーマがあったが、当審議会が探求した代替的アプローチのうちどれが負債の信用リスクの変動の影響の問題に対処する最善の方法なのかについて一致した意見はなかった。多くの関係者は、議論されている代替案はどれも、IAS 第 39 号の分解の定めと比べて、複雑性を少なくするものでも有用な情報をもたらすものでもないとした。

BC10 受け取ったフィードバックの結果として、当審議会は、金融負債の分類及び測定についての IAS 第 39 号の定めをほとんどすべてを維持することを決定した。当審議会は、この時点で実務を変更することによるベネフィットは、このような変動により生じる混乱のコストを上回るものではないと判断した。

BC11 このような経過を経ることにより、信用リスクの論点は大部分の負債については解決されている。引き続き、事後に償却原価で測定されるか、又は主契約（償却原価で測定される）と組込デリバティブ（公正価値で測定される）とに分解されることになるからで

ある。売買目的保有の負債（すべてのデリバティブ負債を含む）は、引き続き純損益を通じて公正価値で測定されるが、これはそれらの負債のすべての公正価値変動は純損益に影響させるべきであるという一般的な見解と整合したものである。

- BC12 信用リスクの問題は、公正価値オプションにより指定された金融負債に関してのみ残ることになる。このため、本公開草案の提案はそれらの負債のみを扱っている。
- BC13 金融負債の分類及び測定に関する IAS 第 39 号の定めを維持する（公正価値オプションに関する変更案は除く）という決定に合わせて、当審議会は金融負債について償却原価と公正価値との間の分類変更を禁止している IAS 第 39 号の定めを維持することを決定した。当審議会は、IFRS 第 9 号が特定の状況において資産の分類変更を求めていることに留意した。しかし、当審議会のアウトリーチ・プログラムの中に受け取ったフィードバックに沿えば、分類及び測定のアプローチが金融資産と金融負債とで異なる。したがって当審議会は、分類変更について対称的な定めとすることは不要であり適切でないと判断した。さらに、金融資産の分類変更は近年において大きな議論のあったトピックであるが、当審議会は金融負債の分類変更を支持する要望や見解を聞いていない。

IAS 第 39 号の原価による例外の削除

- BC14 また、IFRS 第 9 号の資産についての定めに合わせて、当審議会は、公正価値が信頼性をもって算定できない市場価格のない資本性金融商品で現物決済されるデリバティブ負債についての、IAS 第 39 号の原価による例外は削除すべきであると判断した。その提案は 2009 年 7 月の公開草案に含まれていた。当審議会は、その提案に関して受け取ったコメントを 2009 年の 9 月と 10 月並びに 2010 年 3 月に議論し、公開草案の見解を確認した。したがって、当審議会はデリバティブ負債についての原価による例外を削除する決定は再公開の必要はないと判断した。

負債の信用リスクの変動の影響を純損益に表示すること

適格要件

- BC15 IAS 第 39 号は、3 つの適格要件のいずれかが満たされる場合には、金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するという取消不能の選択を当初認識時に行うことを企業に認めている。本公開草案は、それら 3 つの適格要件を引き継ぐことを提案している。当審議会はそれらの要件の変更を提案する必要があるかどうかを検討した。しかし、当審議会は、金融負債についての IAS 第 39 号の基本的な測定及び分類のアプローチを変更していないため、変更は不要と判断した。
- BC16 一部の関係者は無制限の公正価値オプションを望んでいる。しかし、無制限の公正価値オプションは過去に多数の反対を受けており、それを現時点で追求することは適切ではないと当審議会は認識した。

利得又は損失の表示

- BC17 企業が公正価値オプションにより金融負債を指定する場合には、IAS 第 39 号は公正価値変動の全体を純損益に表示することを求めている。上述のように、多くの利用者等が、負債の信用リスクの変動は、当該負債が売買目的保有でない限り、純損益に影響させるべきではないという意見を当審議会に述べた。
- BC18 そうした長年の広く行き渡った懸念に対応するため、本公開草案は、公正価値オプションにより指定されたすべての負債の信用リスクの変動は純損益に影響させないことを提案している。
- BC19 しかし、本公開草案に至る審議の中で、当審議会はこの提案によって一部のケースで会計上のミスマッチが生じる可能性があるかどうかを議論した。公正価値オプションで指定された金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産とともに企業が管理している場合には、そうなるかもしれない。資産の公正価値の変動の全体が純損益に影響するが、負債の公正価値の変動の一部分だけが純損益に影響することにより、ミスマッチが生じる可能性がある。負債の公正価値変動のうち信用リスクの変動に起因する部分は、純損益には影響しない。
- BC20 こうした潜在的なミスマッチに対処する代替的なアプローチは、純損益にミスマッチを生じる場合を除いて本公開草案の提案する処理を求めることである。ミスマッチが生じる場合には、企業は負債の公正価値の変動全体を純損益に表示することを求められることになる。ミスマッチが生じるかどうかの判定は、負債の当初認識時に行い、再検討はしない。企業がその判定をどのように行ったかに関する情報を提供するために開示が求められる可能性がある。
- BC21 少数の状況ではミスマッチが生じるかもしれない（また、そのミスマッチは一部の法域における特定の業界では重大かもしれない）ことを承知しつつ、当審議会は、公正価値オプションで指定されたすべての負債は同じ取扱いとすることを提案することにした。それは次の理由による。
- (a) 利用者は、負債の信用リスクの変動は、当該負債が売買目的保有でない限り、純損益に影響させるべきではないと一貫して当審議会に述べている。公正価値オプションで指定された負債には、売買目的保有の定義を満たすものはない。
- (b) 当審議会のアウトリーチ・プログラムの間に実施した利用者へのアンケートで、当審議会は、負債の信用リスクの変動の影響に関する情報の有用性についての見方が、企業が負債を公正価値で測定している理由によって変わるかどうかを、利用者具体的に質問した。大部分の回答者は「変わらない」と答え、上記(a)のコメントを繰り返した。

(c) 提案が公正価値オプションで指定された負債の一部のみに適用されるとした場合には、比較可能性が低下することになる。そうなるのは、特定の負債が複数の適格要件を満たしている場合である。企業が負債を公正価値オプションで指定する決定の根拠として適格要件のうちどれを利用することを決定したかによって、会計処理が異なることとなるからである。

BC22 しかし、当審議会は BC20 項で説明した代替的アプローチについてのコメントをコメント提出者に求めることにした。当審議会は、純損益におけるミスマッチが生じる場合に、代替的アプローチを強制するのではなく容認するという、代替的アプローチの変形も検討した。しかし、当審議会は、重大な比較可能性の欠如を生じる可能性があるため、その変形を棄却した。

負債の信用リスクの変動の影響をその他の包括利益に表示すること

BC23 本公開草案の提案によれば、公正価値オプションで指定されたすべての負債は、引き続き財政状態計算書において公正価値で測定される。しかし、本公開草案は、包括利益計算書における負債の信用リスクの表示について「2段階」アプローチを提案しており、その結果としてそれらの変動は純損益に影響しないこととなる。

BC24 第1段階で、企業は公正価値変動の全体を純損益に表示する。第2段階で、企業は公正価値変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する部分を純損益から「抜き出し」、その金額をその他の包括利益に表示する。

BC25 当審議会は、このアプローチは次のような有用な情報を利用者に提供すると考えている。

- (a) 金融負債の公正価値
- (b) 金融負債の公正価値変動の総額
- (c) 公正価値変動の総額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因する部分

BC26 負債を公正価値で測定することは、当審議会のアウトリーチ活動の間に受け取った強いメッセージに整合している。それは、当審議会は新しい測定属性（すなわち、負債の信用リスクの変動の影響を無視する「調整後」公正価値の金額）を作り出すべきではないというものである。

BC27 利用者のほとんどすべてが、負債の信用リスクの変動は、その負債が売買目的保有でない限り、純損益に影響させるべきではないと当審議会に述べたが、多くの利用者が負債の信用リスクの変動の影響に関する情報は有用であると述べた。彼らはそれを次のような目的に使用している。企業の全体的な危険性の判断、企業がいつ苦境に陥ったかの識別、企業の資産が減損しているかもしれないという兆候、企業の将来の財務費用の見積り、企業と同一業界内の他の企業との比較などである。

- BC28 当審議会は、提案している 2 段階アプローチは、主要財務諸表において関連性のある情報すべてを明確に表示することになると考えている。
- BC29 一部の人は「1 段階アプローチ」の方が良いと考えた。それは、公正価値変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因する部分を、直接にその他の包括利益に表示するものである。公正価値変動のうち他の部分は純損益に表示することになる。それらの人は、1 段階アプローチの方が 2 段階アプローチよりも効率的で複雑性が少ないと考えており、両方のアプローチで純損益及びその他の包括利益に対する正味の影響は同じであると指摘した。
- BC30 当審議会は、この 2 つのアプローチの唯一の相違点が、負債の信用リスクの変動の影響をどのように表示するかであることを承知していた。2 段階アプローチでは、それらの金額をまず純損益に表示してそれからその他の包括利益に振り替えるのに対し、1 段階アプローチでは、それらを直接にその他の包括利益に表示することとなる。
- BC31 当審議会は、提案している 2 段階アプローチと代替的な 1 段階アプローチのいずれがより有用な情報を提供するかについての意見を、コメント提出者に求めることにした。
- BC32 提案によれば、企業は利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることができる。資本の内訳項目に関する法域固有の制約を考慮して、当審議会はその振替について具体的な定めを提案しないことを決定した。それは資本性金融商品に対する特定の投資についての IFRS 第 9 号のガイダンスと整合している（IFRS 第 9 号の第 5.4.4 項及び B5.12 項参照）。一部の人は、利得又は損失の累計額を特定の内訳項目（例えば、資本剰余金）に振り替えることを明示的に禁止する方が良いと考えた。当審議会は、このような制限が必要かどうかを、本公開草案の提案の再審議の際に検討する。

負債の信用リスクの変動の影響を資本に表示すること

- BC33 本公開草案は、負債の信用リスクの変動の影響をその他の包括利益に表示することを提案している。しかし、一部の人は、当該金額を資本に表示する方がより適切であると考えている。それらの人は、その他の包括利益の使用は、当審議会がその論点に包括的に対処する（例えば、どの項目をその他の包括利益に表示すべきか、それらの項目をリサイクルすべきかどうか）までは拡大すべきではないと考えている。さらに、彼らの考えでは、当該金額を資本に表示することは、負債の信用リスクの変動は負債の保有者と持分保有者との間の富の移転を表すものであるという見解と整合するものである。この考えは、IASB のディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」に記述されたものである。
- BC34 当審議会は、負債の信用リスクの変動の影響を、資本ではなくその他の包括利益に表示しなければならないと提案することを決定した。それは次の理由による。

- (a) 負債の信用リスクの変動は、企業の業績に影響させるべきである。それらの金額が資本に表示されるとした場合には、企業の包括利益計算書に一度も表示されないこととなる。
- (b) IFRS はその他の包括利益についての明確な目的を示していない。当審議会がその問題に対処する前にその利用を拡大することは、望ましくはないが、どの項目を資本に直接表示するのかについて、混乱を生じさせたり、不整合を生じさせたりする（例えば、資産及び負債の再測定は、再測定は持分保有者との取引ではないので、資本に直接表示すべきではない）ことで新たな問題を発生させるよりは良い。

- BC35 当審議会は、信用リスクの変動の影響を資本に表示することが、それらの金額をその他の包括利益に表示するという提案よりも適切であるかどうかについて、コメント提出者のフィードバックを求めることにした。
- BC36 当審議会は、公正価値オプションで指定された負債の公正価値の変動全体（当該負債の信用リスクの変動に起因する部分だけでなく）を、その他の包括利益に表示するという別の代替案も検討した。当審議会は、少なくとも公正価値の変動の一部は純損益に表示すべきだと考えたので、そのアプローチを追求しなかった。当審議会の目的は、負債の信用リスクの変動の影響に関する問題に対処することであった。したがって、公正価値の変動全体をその他の包括利益に表示することは適切でない。さらに、この代替案では、負債の存続期間中にどの金額を純損益に認識すべきか（例えば、利息又は他の財務費用）に関して困難な問題が生じる。当審議会は、さまざま状況における財務費用と他の公正価値変動との区分という論点を議論したが、結論には至らなかった。

純損益への金額の振替

- BC37 提案では利得又は損失を純損益に振り替えること（負債の認識の中止時又は他の時に）を禁止している。その提案は、それらの負債に係る利得又は損失は一度だけ認識すべきものであるという当審議会の考えと整合している。したがって、利得又は損失をその他の包括利益に認識して、その後に純損益に振り替えることは不適切である。
- BC38 その他の包括利益の累計残高のうちどれだけが当報告期間に実現されたのか（すなわち、当審議会が認識の中止時にリサイクリングを求めたとした場合に、どれだけの金額が振り替えられるか）に関する情報を利用者に提供するため、本公開草案は当該金額の開示を求めるように IFRS 第 7 号の修正を提案している。
- BC39 当審議会は、企業が契約上の金額を返済する場合には、公正価値が最後には契約上の金額と等しくなるため、当該金融商品の存続期間にわたっての負債の信用リスクの変動の累積的影響は純額ではゼロとなることにも留意した。したがって、多くの負債については、リサイクリングの問題は関係がない。

負債の信用リスクの変動の影響の算定

- BC40 現在は、企業が公正価値オプションにより金融負債を指定した場合には、IFRS 第7号は当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の金額を開示することを企業に求めている。IFRS 第7号のB4項は、当該金額を計算するための既定方式を示している。その方法は、ベンチマーク金利の変動を除いた公正価値のすべての変動を、当該負債の信用リスクの変動に帰属させるものである。IFRS 第7号に関する結論の根拠において、当審議会は、負債の信用リスクの変動の数値化は困難かもしれないことを認めていた。当審議会は、既定方式が負債の信用リスクの変動について合理的な代理数値を提供し(特に、そうした変動が大きい場合には)そうした信用リスクの変動の純損益に対する影響を理解するための情報を利用者に提供するものと考えていると述べた。しかし、IFRS 第7号は、信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動のより忠実な表現を提供する場合には、異なる方法を使用することを企業に認めている。
- BC41 アウトリーチ・プログラムの間に、作成者は、IFRS 第7号の既定方式は多くの場合に適切であるが、負債の信用リスクの変動の影響を忠実に反映するためには、もっと精巧な方法が必要な場合(例えば、負債の残高が報告期間中に大きく変動した場合)もあると当審議会に述べた。
- BC42 当審議会のアウトリーチ・プログラムの間の利用者へのアンケートで、当審議会は、IFRS 第7号の既定方式が負債の信用リスクの変動の算定に適切かどうかを利用者に質問した。回答者の大部分は適切な方法であると述べた。多くの利用者は、その金額をそれ以上精密に算定することの困難さを指摘した。
- BC43 IASB のディスカッション・ペーパー「負債の測定における信用リスク」では、「信用リスク」という用語を、信用価格と発行者の信用力の両方を含むように広義に使用していた。それらの2つの項目を区別して考えたコメント提出者はほとんどいなかった。
- BC44 したがって、負債の信用リスクの変動の影響を測定する目的上、本公開草案はIFRS 第7号のガイダンスを使用することを提案している。提案によれば、既定方式を引き継ぐが、企業は、信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動のより忠実な表現を提供する場合には、異なる方法を使用することが認められる。
- BC45 一部の人は、負債の信用リスクの変動の影響はもっと精密に算定すべきであり、発行者の信用力の変化のみを反映すべきであると考えている。それらの人は、信用価格の変動や流動性の変動のような項目を含めることは不適切だと考えている。
- BC46 当審議会は、負債の信用リスクの変動を数値化するためにIFRS 第7号のガイダンスを用いるべきか、あるいは他の方法がより適切であるかについて、回答者のコメントを求めることにした。

発効日

- BC47 企業は IFRS 第 9 号を 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならない。しかし、IFRS 第 9 号の結論の根拠で述べているように、当審議会は次のような場合にはその発効日の延期を検討する。それは、IAS 第 39 号置換えプロジェクトの減損フェーズにより延期が必要となる場合、又は保険契約に関する新しい IFRS の強制発効日が 2013 年よりも後となる場合（保険会社が短期間に 2 度の変更を行わなければならないことを避けるため）である。
- BC48 当審議会は、本公開草案から生じる確定したすべての定めを早期適用を認める予定である。本公開草案は、企業がこれらの提案から生じる確定した定めを早期適用することを選択した場合には、企業はすでに適用しているもの以外の IFRS 第 9 号の先行するすべての定めも適用しなければならないと提案している。
- BC49 当審議会は、金融商品の会計処理を速やかに改善すべきだという要望に対応するために、IAS 第 39 号置換えプロジェクトをフェーズごとに完成させることを選択している。しかし、当審議会は、先行したフェーズのすべてを早期適用することなしに、あるフェーズを早期適用することを企業に認めると、当プロジェクトのすべてのフェーズが強制適用となるまで企業間の比較可能性が著しく欠如する期間が生じることを懸念している。それは、どの定めを早期適用してどれを早期適用しないかについて多くの可能な組合せがあるからである。さらに、比較可能性が欠如する期間は、各フェーズが 2013 年 1 月 1 日より前は強制適用にならないため、大きなものとなる。
- BC50 しかし、企業があるフェーズを早期適用することを選択する場合に、当審議会はその後フェーズの早期適用を求めることはしない。当審議会は、あるフェーズの早期適用に関する意思決定を行うために未完了のフェーズの結果を予測することを企業に求めるのは不公正だと判断した。

経過措置

- BC51 当審議会は、金融負債に関する IAS 第 39 号の分類及び測定のアプローチを変更していない。また、当審議会は金融負債の公正価値オプションに関する IAS 第 39 号の現行の適格要件を維持することを提案している。したがって、本公開草案は、企業がこの提案の結果として新たな指定を行ったり従前の指定を取り消したりすることを認めていない。
- BC52 IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、遡及適用はすべての期間について表示される情報が比較可能となるので、利用者に最も有用な情報を提供すると述べている。したがって、本公開草案は遡及適用を提案している。
- BC53 当審議会は、IFRS 第 7 号が負債の信用リスクの変動の影響に起因する公正価値の変動の金額の開示を求めていることに留意した。したがって、企業は本公開草案の提案を適用

するのに必要な情報をすでに計算している。